

「指定医」及び「指定医療機関」の申請について

▼平成26年5月30日に「児童福祉法の一部を改正する法律」（以下「法」という。）が公布され、平成27年1月1日から新たな小児慢性特定疾病の医療費助成制度が始まります。

▼新たな制度では、指定医及び指定医療機関の申請が必要です。

新たな制度では、

指 定 医	医療費支給認定申請に必要な診断書（医療意見書）を作成できる医師は、都道府県知事等の指定を受けた「指定医」に限られます。
指定医療機関	小児慢性特定疾病患者が、その医療費の助成を受けるには、都道府県知事等の指定を受けた「指定医療機関」で医療を受けることが必要となります。

※小児慢性特定疾病医療費助成の対象となる医療は、指定医療機関が行う医療等に限りませんが、必ずしも指定医が行う必要はありません。

⇒「指定医」について

〈指定医の職務〉

- ・小児慢性特定疾病の医療費助成の支給認定申請に必要な診断書（医療意見書）を作成すること。
- ・患者データ（医療意見書の内容）を登録管理システムに登録すること。（登録管理システムは厚生労働省が現在開発中です。）

●「指定医」については、下記の要件を満たしていれば勤務先の医療機関（医療意見書を作成する可能性のあるところ全て）の所在地を管轄する都道府県知事・指定都市市長・中核市市長へ申請書の提出が必要です。

指定医の要件

次のいずれかの要件を満たす医師であること。

- ① 疾病の診断又は治療に5年以上（※1）従事した経験があり、関係学会の専門医（※2）の認定を受けていること。
- ② 疾病の診断又は治療に5年以上（※1）従事した経験があり、都道府県等が実施する研修を修了していること。
 - ・（※1）医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修を受けている期間を含む。
 - ・（※2）別紙参照

★②の要件で指定医申請をされる方へ★

都道府県等が実施する研修は、日程が決まり次第、個別通知します。

この研修を受講する意志のある方については、指定医の申請をし、指定を受けることができます。

- 指定後、高松市から申請者宛に指定通知を送付します。
- 指定を行った医師の氏名等を、高松市のホームページで公表します。
- 指定医の指定は、5年ごとの更新制です。

（裏面につづく）

⇒「指定医療機関」について

指定医療機関の要件

次の要件を満たすこと。

- ① 次の保険医療機関等であること。
 - ・ 病院、診療所
 - ・ 薬局
 - ・ 訪問看護事業者（訪問看護ステーションを含む）
- ② 児童福祉法第19条の9第2項で定める欠格事項に該当していないこと。

≪指定医療機関の責務≫

指定医療機関は、診療方針については健康保険の診療方針の例によるほか小児慢性特定疾病医療費助成に関して適切な医療を行わなければなりません。

●新制度において、小児慢性特定疾病患者の方が費用の助成を受けられる医療・調剤・訪問看護等を提供するには、医療機関等は、その所在地を管轄する都道府県知事・指定都市市長・中核市市長へ申請書の提出が必要です。

特に、これまで小児慢性特定疾患医療受診券をお持ちの患者さまがご利用されている医療機関等におかれましては、申請をお願いいたします。

- 指定後、高松市から申請者宛に指定通知を送付します。
- 指定医療機関の名称等を高松市のホームページで公表します。
- 指定医療機関の指定は、6年ごとの更新制です。

※指定医申請の際は、経歴書、医師免許証の写し、専門医に認定されていることを証明する書類の写し又は指定医の研修終了を証明する書類の写しの提出も必要です。

なお、上記申請書等詳細につきましては高松市ホームページ【高松市→ライフイベント（子育て）→助成・手当→小児慢性特定疾病医療制度】に掲載しています。

【提出及びお問い合わせ先】〒760-0074
高松市桜町一丁目9番12号
高松市保健センター 小児慢性特定疾病担当者
電話（087）839-2363